

第3回 定例会

今金町議会令和3年第3回（9月）定例会は、会期を9月8日～9日までの2日間と決め、町長行政報告、一般質問、総務産業常任委員会所管事務調査報告、議会改革活性化推進特別委員会報告、条例の制定、規約の変更、計画の策定、令和3年度各会計補正予算、令和2年度各会計決算認定、意見案について慎重審議し、いずれも原案通り可決され（決算は認定）、会期を1日残して閉会いたしました。



※

④・⑤の意見書の陳情者：北海道町村議会議長会
意見書は、内閣総理大臣他、関係機関に送付をしました。

◇ ⑤

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

内容（要約）

・ 檜山管内地域課題としての国道229号線乙部町館浦地区岩盤崩壊による通行止め解消に向けて更なる崩壊を回避し、安全通行を優先した道路整備の方策策定と早期復旧を図る事。
・ 防災・減災・災害復旧の関連する社会インフラ、生活インフラ施設の維持管理及びに長寿命化について、管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう交付金制度創設や採択要件緩和を図る事。

◇ ④

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

内容（要約）

・ 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額について、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現況を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保する事。炭素に係る税を創設又は拡充をする場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源分配する事。

◇ ③

今金町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

・ 今金町過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行された事から、固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるため、本条例を制定します。

◇ ②

北部桧山衛生センター組合規約の変更について

・ 本組合の適切な事務執行と組織の体制強化を図るため、執行機関の組織及び選任の方法並びに副組合長の職務に係る規定を変更します。

今金町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行された事から、固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるため、本条例を制定します。

今金町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行された事から、固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるため、本条例を制定します。

令和3年度各会計補正予算（歳出）

		～主な補正内容～	
一般会計	○予防接種業務委託料	2,275千円追加	
補正額	○今金町国営緊急農地再編整備事業負担金支払基金積立金	20,664千円追加	
42,083千円追加	○今金町産業後継者育成就業奨励金交付金	1,000千円追加	
補正後の額	○ビリカスキー場索道施設保守点検業務委託料	1,430千円追加	
6,600,108千円	○曙線改修工事調査設計業務委託料	7,000千円追加	
	○今金町時短要請協力金	5,400千円追加	
特別会計・6会計	～各特別会計の補正額～		
補正額	○国民健康保険特別会計事業勘定	2,512千円追加	
37,658千円追加	○後期高齢者医療特別会計	2,365千円減額	
補正後の額	○介護保険特別会計	13,704千円追加	
3,137,233千円	○介護老人保健施設特別会計	2,658千円追加	
	○国民健康保険特別会計施設勘定	10,549千円追加	
	○簡易水道事業特別会計	10,600千円追加	

